

## 令和3年6月利府町教育委員会定例会会議録

- 1 **開催日時** 令和3年6月25日（金）  
午後1時00分から午後2時40分まで
- 2 **開催場所** 役場庁舎 第1会議室
- 3 **出席委員** 本 明 陽 一 教育長  
石 川 一 美 委員（教育長職務代行）  
高 田 修 委員  
高 橋 百合子 委員
- 4 **欠席委員** 村 松 淳 司 委員
- 5 **説明のため出席した者** 教育部長 菊 池 信 行  
教育総務課長 大 谷 浩 貴  
生涯学習課長 鎌 田 輝 久  
教育総務係長 加 藤 典 子  
教育総務係主任 渡 邊 理 紗
- 6 **傍聴者** なし
- 7 **令和3年5月定例会会議録の承認**  
特に意見なく承認。
- 8 **本定例会会議録署名委員の指名**  
高田委員及び高橋委員を指名。
- 9 **一般事務事業報告及び事業計画**  
（説明者：菊池教育部長）  
一般事務事業報告及び事業計画について説明。  
特に意見なく承認。

## 10 専決処分報告

### 報告第17号 利府町公民館分館長の委嘱について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

利府町文化交流センター条例施行規則第18条第1項の規定により委嘱したので報告します。任期は、令和3年6月11日から令和4年3月31日までとなります。

(質疑) なし

### 報告第18号 利府町学校評議員の委嘱について

(説明者：大谷教育総務課長)

利府町公立学校の管理に関する規則第19条の5第5項の規定により委嘱したので報告します。任期は、令和3年6月1日から令和4年3月31日までとなります。

(質疑) なし

### 報告第19号 令和3年度利府町一般会計補正予算について

(説明者：大谷教育総務課長)

歳出の11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費の1,280千円は、給食センター(ポテト館)の修理に要するものであります。前回の地震により壊れたものの修繕を図るものであります。

歳入の18款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金の150千円は、不登校等児童生徒学び支援教室充実事業補助金で、新しく利府第三小学校で不登校児童生徒の学び支援教室として開くことになりましたので、そのための補助金となります。

歳出の10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育費、14節工事請負費のスクールバス転回所・停留所用地原状復旧工事330千円は、これまで利府小学校のバス転回所として利府小学校南側に土地を借りていたが、区画整理事業に関わる土地であったため、代替えとして利府中学校へ停留所を移したため、これまで借りていた土地の原状復旧工事を行うものであります。

(説明者：鎌田生涯学習課長)

収入の23款諸収入、4項受託事業収入、1目教育費受託事業収入、1節社会教育費受託事業収入の241千円は、羽黒前遺跡の発掘調査を現在業者からの委託費を基に実施しておりますが、歳出10款教育費、4項社会教育費、3文化財保護費の会計年度任用職員の職員手当と旅費が増

額したため、その分を歳入として仙台岩切羽黒前利府町神谷沢区画整理組合からの委託収入として計上したものです。

歳出の 10 款教育費、5 項保健体育費、2 項体育施設費の 721 千円ですが、主なものとして 14 節工事請負費としてサブアリーナ床のバドミントンのネットを支える支柱を受ける金具に傷みが発生したため計上したものです。

(質疑) なし

## 1 1 議案

### 議案第 9 号 令和 4 年度使用教科用図書の採択について

本明教育長

議案第 9 号令和 4 年度使用教科用図書の採択については、非開示情報が含まれるので秘密会とする。

### 議案第 10 号 利府町図書館利用規程を廃止する訓令について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

本日配布いたしました追加審議案分について説明いたします。

議案第 10 号、利府町図書館利用規程を廃止する訓令について、別紙のとおり提案します。令和 3 年 6 月 30 日から施行します。内容については、旧図書館は 3 月 31 日までの運用でしたので、それに伴い利用規程を廃止するものです。

(質疑) なし

### 議案第 11 号 利府町図書館利用規程の制定について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

議案第 11 号利府町図書館利用規程の制定について、別紙のとおり提案するものです。新たに、図書館利用規程を制定しようとするものです。

主旨として利府町文化交流センター条例施行規則第 36 条の規定に基づき、利府町図書館の利用等に関し必要な事項を定めるものです。

これまでの利用規程に無かったものとして、第 2 条グループ学習室、第 3 条視聴覚ブースの利用、第 4 条パソコン端末機及びタブレットの利用、第 5 条データベース用端末の利用という新しく出来た施設の利用について定めるものです。基本的には各条に記載していますが、利用したい方、図書館の利用登録者からの申し出を受けて利用してもらうものになります。第 2 条のグループ学習室について、第 2 条第 2 項に書いてあ

りますが、グループでの利用ということで、小学生以上の2人から6人のグループで利用できることと定めています。一回につき2時間を上限とするものです。第3条の視聴覚ブースの利用ですが、こちらはDVD・CD等を聞くためのエリアとなっております。こちらの制限はDVDブースの利用は2人まで、CD視聴コーナーの利用は1人まで、一回につき3時間を限度としております。第4条のパソコン端末機及びタブレットの利用ですが、一回につき2時間を限度としております。第5条のデータベース用端末の利用ですが、こちらはどこに本が収蔵されているか探すための端末となっております。第3項に記載されておりますが、一回につき2時間を限度としております。

第6条障がい者サービスということで、指定管理者は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第3条の基本理念に基づき、障がい者サービスを提供するものです。サービスの内容としまして、第3項でデジ資料とありますが、こちらは視覚障がいの方が音声録音の図書を借りられる仕組みとなっております。貸出期間は一回につき15日間、貸出数量は一回につき2点を限度としております。対面朗読を希望する方は14日前に申し出してもらい仕組みとして、1週間に1回とし、一回につき2時間を限度とするものです。第6項では郵送による図書の貸出について規定しております。第1号から第3号までに掲げておりますが、身体障害者福祉法で手帳の交付を受けている方、第2条のように一般的に内部障害といわれる障がいの程度が1級から3級までの方、その他指定管理者が郵送貸出を受けることが適当と認める者となっております。

第7条では資料の予約及びリクエストということで、実際に借りに行った時に希望する資料が無い場合について規定しております。こちらについては従前の図書館利用規程にも記載している内容となっております。同じく第8条と第9条についても従前の規定と同様の内容のものです。

これらについてリフノスにおける図書館の利用規程として適用するものであります。

(質疑)

石川委員

第6条第3項に、いきなり「デジ資料」と出てきますが、前の方でいうと、以下何々という。という表現になっているものですが、利用規程とって、この規程を守ってくださいとした時に「このデジ資料って何ですか」となりませんか。

### 鎌田生涯学習課長

デジ資料というものは、規程作成中に同様に考えて、法律で定義づけられていないか調べたところ、世界規格で数年前に障がい者を対象とした資料はデジ資料というといつて、日本国内での法律での定めがありませんでしたので、やむを得ずデジ資料という表現となっています。分からない方がいたら、現場の図書館の管理運営の中で説明していくようにしたいと考えています。

### 石川委員

障がい者の方はデジ資料といつて分かるということですか。

### 本明教育長

出来れば、※印で説明を入れたら親切なのは。

### 石川委員

利用規程を見たときにこれは何、と思うよりは親切かなと思います。

### 高田委員

データベース用端末を2時間使うというのは。熱心に調べて2時間を超えるような人がいるのですか。

### 鎌田生涯学習課長

一般的には考えにくいかと思いますが、こちらについては、図書館の準備を指定管理者とすり合わせをして、基本的なところは貸出2時間としましょうと話合いがまとまりましたので、2時間を限度とさせていただきます。

### 高橋委員

グループ学習室について、事前に申込みが必要とのことだが、子ども達が平日、帰りに使いたいという急遽の利用は出来るのですか。

### 鎌田生涯学習課長

まず図書館の利用証を作って、グループで1部屋借りたいということであれば、今日借りたい時で空いていれば利用できます。

### 高橋委員

基本的には最初の申請が必要ということですか。当日行きたい場合は、空いていれば大丈夫ということですか。

### 鎌田生涯学習課長

はい。個別に学習したい場合は図書館ではなく公民館2階に個別で仕切りがあるスペースがありますので、そちらの活用を推進していこうと考えています。

## 1 2 報告事項

### (1) 令和3年度6月定例会一般質問について

(説明員：大谷教育総務課長)

34 ページをお開きください。今回の6月定例会では6人の議員から質問をいただいております。遠藤紀子議員からは、リフノスの障がい者に対する配慮について質問です。回答としましては、県の条例に基づく適合証をいただいているので、障がい者に配慮した施設となっている旨回答しました。渡邊博恵議員に関しましては、公共事業の維持管理と点検について、先日、白石市にて痛ましい事故があったことにより宮城県教育委員会からの点検要請にはあったかとそれに伴う点検の結果についてですが、町では報道があった日及び県からの通知があった日と2回学校へ点検するよう指示しました。結果については、どの学校も異常はないとの報告であったことをお答えしております。また、及川智善議員に関しましては、たばこ対策についてであります。たばこ健康に関する教育の取組とLGBT対策について、ジェンダーレス制服の採用について、女子生徒がスカートを履けないなどの相談はありませんが、利府中学校で1人スラックスを着用している状況です。安田知己議員については、コロナ対策における機材や人材の拡充についてと学校のプール授業の実施について、児童生徒1人1台端末等整備後の課題について質問がありました。1つ目につきましては、昨年度は補助事業を活用し、機材の購入や人材確保ができましたが、本年度も補助事業が実施されることになった際は活用していくこと、2つ目については、プール授業は実施するが、夏休みのプール開放については実施しない旨回答しました。3つ目の課題については、全職員がタブレットを活用できるようにすることであり、各校の情報担当者が集まる情報教育指導員会議を定期的で開催し、問題解決に取り組んでいると回答しました。2番目のプールについてであります。プール利用促進と夏場の混雑改善については、記載のとおり回答しております。老朽化に対する保守点検や修繕については、日常点検と定期点検を実施するとともに利府町体育施設長寿命化計画に基づき町部局と協議しながら行っていく旨回答しております。つづきまして、今野隆之議員ご質問の子どもの貧困対策についての中のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用についてであります。子どもの貧困にかかわらず、様々な相談に対応するため配置していることと、今後も引き続き相談支援体制づくりに努めていく旨の回答をしております。最後に、土村秀俊議員の教育費の負担軽減について、コロナ禍における就学援助の積極的活用についてであります。申請があった場合は、該当要件により援助をしていると回答しましたが、急に収入激減等があるかもしれませんので、学校を通して保護者へチラシの配布

やホームページを活用し、制度の周知に努める旨の回答をいたしました。

(質疑) なし

## **(2) 令和2年度給食費未納状況について**

(説明員：大谷教育総務課長)

令和2年度給食費の未納状況であります。未納金額は473,627円、未納者数は17人であり、前年度と比較しますと126,983円の減額であり、人数も5人減少しております。今後も学校と連携し収納に努めてまいります。

(質疑) なし

## **(3) 令和4年度宮城県公立高等学校入試制度保護者説明会について**

(説明員：大谷教育総務課長)

令和4年度宮城県公立高等学校入試制度保護者説明会についてのご案内であります。宮城県教育委員会とともに7月14日にリフノスにて開催予定であります。現在のところ200人以上の申込が来ております。

(質疑) なし

## **(4) 宮城郡中体連結果について**

(説明員：大谷教育総務課長)

宮城郡の中体連の結果は、別紙資料のとおりご報告いたします。

(質疑) なし

## **(5) 新型コロナウイルス感染症状況について**

本明教育長

(5) 新型コロナウイルス感染症状況については、個人情報が含まれるので秘密会とする。

## **(6) 利府町体育施設等指定管理者制度の導入について**

(説明員：鎌田生涯学習課長)

先月の教育委員会の場で議案審議しております。その補足資料としてまとめました。内容について委員へ説明した。

(質疑)

**石川委員**

婦人会のニュースポーツ大会の依頼が毎年ありますが、指定管理者制度になった場合、体育館の利用料金や体育館にあるニュースポーツの道具を借りる料金はかかりますか。利府スポーツクラブは立ち上げ当時から事務室を無料で借りているが、事務室の使用料金は発生してくるのか等、色々疑問が出るが、資料に記載が無いので大丈夫でしょうか。

**鎌田生涯学習課長**

現在の減免されている利用料金部分は今現在改定の予定はありません。ニュースポーツの道具を新しく町で備品購入した場合の道具の料金や、事務室の使用料金については、未検討です。今後の課題であります。

**石川委員**

スポーツ推進委員は、老人クラブ等からのニュースポーツを教えてほしいという要望もあるが、道具の利用料負担が必要となると、それでいいのか、と思います。スポーツ推進委員も町民に対して生涯スポーツとして健康維持を図るために委嘱されているが、現在無償で行っているため、今後お金が無いところは出来ませんとなると、地域住民から見たときにどうなのか、議論していく必要があると思います。

**鎌田生涯学習課長**

指定管理者の募集内容を決める際に、検討していきたいと思います。

**本明教育長**

今までやってきたことに不都合が生じないように、計画的に進めていく必要があります。

**高橋委員**

今までやってきたことに不都合が生じて利用者が減るということがないように、ぜひスポーツ推進のため住民の方が使用しやすいようにしていただきたいです。

**高田委員**

選定委員の人選は、どういう手続きになりますか。

**鎌田生涯学習課長**

指定管理者制度は、教育長と町長までの決裁で人選を決定しますが、その中に公募委員を住民代表として 10 名前後の委員を選定させていただくことになります。

## 高田委員

選定委員会の委員を人選するのは誰になりますか。

## 鎌田生涯学習課長

生涯学習課でたたき台を作成します。

## (7) 利府町教育改革推進委員会について

(説明員：菊池教育部長)

利府町教育推進会議は、利府町らしく利府町ならではの教育を目指し、教職員の資質向上と指導力を高めるため2つの委員会にて構成され、利府町教育推進委員会と利府町生徒指導対策委員会に対し、指導助言を行う委員会であります。教育推進委員会は、組織として教科等指導員会議、情報教育指導員会議、英語教育指導員会議の3つの会議を有しております。それぞれのメンバーは各校から推薦された教職員であり、教職員の資質向上を通し、児童生徒の学力向上と体力向上を目的としております。全体の運営の責任は教育委員会の学校教育専門員が行っております。生徒指導対策委員会は、3つの会議を有しており、児童生徒の生活指導、生徒指導上の諸問題やいじめ・不登校対策について協議し実践することを目的として取り組んでおります。こちらの委員会の全体計画運営の主担当は教育委員会の教育相談専門員が行っております。ただ今お話ししました内容は通常の実践であります。他に学校現場にて課題が生じて直ちに町内の学校全体で対応が必要になった時などの取り組み方針や方法を話し合うということでも教育改革推進委員会が開催されております。これまでですと、主任者研修会の実施の決定、今年度では、コロナ禍でのキャリアシップ、職場体験の方向性の検討を行っているところであります。

(質疑)

## 高田委員

今回、委員会の開催についてなぜ報告することとなったのか伺います。

## 菊池教育部長

この説明が報告案件とした経緯については、第1回目の会議があったためです。第1回目の委員会協議内容としましては今年度キャリアシップの実施について話し合いました。町内小中学校会の会長・副会長も入っておりますので、学校現場の意見もうかがいながら検討いたしました。

**高田委員**

可能であればなんですが、生徒指導対策委員会でも不登校重大事態等が上がってくるかと思いますが議題として挙げていただければと思います。

**(8) 各小・中学校の状況について**

**本明教育長**

(8) 各小中学校の状況については、個人情報が含まれるので秘密会とする。

**14 その他**

**(1) 令和3年7月定例会の開催について**

**本明教育長**

次回開催予定日は、令和3年7月28日水曜日午後1時からとしたいと思います。

**15 閉会**